

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月21日 条例第2号</p> <p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)第1条の技能労務職員を除く。第8条から第10条までにおいて同じ。)が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間_____を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(職員の給与に関する条例第4条第5項又は教育職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整する</p> <p>_____ことができる。</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月21日 条例第2号</p> <p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)第1条の技能労務職員を除く。第8条から第10条までにおいて同じ。)が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間(以下「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日(以下「復帰の日」という。)又は復帰の日から1年以内の昇給の時期_____に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</p>